

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年3月31日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

甲 号証	標 (原本・写しの別)	目 目	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲256	川内原子力発電所基 準地震動の策定につ いて(補足説明資 料)	写	平成26年 3月26日	九州電力 株式会社	原子力規制委員会の2014 年3月26日第99回審査会 合で資料1-2として提出され た資料であり、原子力規制委 員会が「確定した」とする川 内1・2号機の基準地震動の 算出方法	
甲257	川内原発の地震動評 価では武村式が用い られていないことの 説明	原 本	2014年3 月31日	小山英之	上記甲256において九州電力 株式会社は地震モーメントの 算出に武村式を用いず、武村 式を用いた場合と比べて地震 モーメントについて約2分の 1の過小評価をしたこと	
甲258	基準地震動の策定に ついて(コメント回 答)(表紙、1~4 頁、24頁、31~32 頁、34頁、108~112 頁)	写	平成26年 3月12日	九州電力 株式会社	「断層帯断層区間」、「市来 断層帯市来区間」及び「市来 断層帯断層海峡中央区間」と九 州電力川内原子力発電所との 位置関係について。 川内原発の断層モデルによる 地震動が、基準地震動 $S_s - 1$ のぎりぎりまで迫っている 事実。	